

定年前早期退職者に対する退職手当の特例に関する要綱

制 定 平成 28 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学退職手当規程（公立大学法人横浜市立大学規程第3号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、退職手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職時年齢)

第2条 規程第5条第2号又は第3号の適用を受ける者の規程第7条に規定する「理事長の定める年齢」は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則の一部を改正する規則（令和5年規則第3号）による改正前の公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第25条に規定する年齢（以下「定年年齢」という。）から10年を減じた年齢とする。

(割合)

第3条 規程第7条に規定する「理事長が定める割合」のうち、前条に規定する者に対する割合は、次の各号の退職時年齢の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 定年年齢から1年を減じた年齢 100分の2
- (2) 定年年齢から2年を減じた年齢 100分の4
- (3) 定年年齢から3年を減じた年齢 100分の6
- (4) 定年年齢から4年を減じた年齢 100分の8
- (5) 定年年齢から5年を減じた年齢 100分の10
- (6) 定年年齢から6年を減じた年齢 100分の12
- (7) 定年年齢から7年を減じた年齢 100分の14
- (8) 定年年齢から8年を減じた年齢 100分の16
- (9) 定年年齢から9年を減じた年齢 100分の18
- (10) 定年年齢から10年を減じた年齢 100分の20

2 前項第1号から第10号までに関わらず、前条に定める年齢で退職した者の中、勤続13年未満の者についての割合は0とする。

附 則（平成28年3月29日人第1150号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日人第1198号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。